

# 公益財団法人世田谷区保健センター例規規程

( 昭和 52 年 1 月 31 日 )  
( 財世保規程第 1 号 )

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）における例規の種類、書式及び形式について必要な事項を定めるものとする。

## (種 類)

第 2 条 例規の種類は、規程、規則、通達及び広告とする。

- 2 規程とは、財団の業務運営の基本に関する定めをいう。
- 3 規則とは、理事長の権限に属する業務に関する定めをいう。
- 4 通達とは、財団の業務運営上必要な命令又は通知をいう。
- 5 公告とは、財団の業務に関し、一般に周知させるものをいう。

## (例規の制定)

第 3 条 規程は理事会の議決を経て、理事長が定める。

- 2 規則は、理事長が定める。
- 3 通達は、理事長が発する。
- 4 公告は、理事長が理事長名をもって行う。

一部改正〔平成 5 年規程 1 号〕

## (例規の書式及び形式)

第 4 条 例規の書式及び形式は第 1 号様式から第 3 号様式までによるものとする。

## (例規の管理)

第 5 条 例規は制定・改廃について管理するものとする。

- 2 前項の管理は、次に掲げる帳簿に搭載してこれを行う。

- (1) 規程原簿
- (2) 規則原簿
- (3) 通達原簿
- (4) 公告番号簿

- 3 例規の番号は、毎年 4 月初日から翌年 3 月末日までのそれぞれ一連番号による。

**付 則**

この規程は、昭和 52 年 1 月 31 日から施行し、昭和 51 年 11 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 5 年 12 月 8 日 規程第 1 号）

この規程は、平成 5 年 12 月 8 日から施行し、平成 5 年 6 月 18 日から適用する。

**附 則**（平成 22 年 12 月 1 日 規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 24 年 3 月 1 日 規程第 8 号）

この規程は、平成 24 年 3 月 2 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

公益財団法人世田谷区保健センター  
----- 規程

（ 年 月 日 ）  
（ 公財世保規程第 号 ）

公益財団法人世田谷区保健センター -----  
規程を次のように定める。

（-----）

第1条 -----。

（-----）

第2条 -----。

附 則

1. この規程は、 年 月 日から施行する。
2. -----。

公益財団法人世田谷区保健センター

-----規則

（ 年 月 日 ）  
公財世保規則第 号

公益財団法人世田谷区保健センター -----  
規則を次のように定める。

(-----)

第1条 -----。

(-----)

第2条 -----。

附 則

1. この規則は、 年 月 日から施行する。
2. -----。

第3号様式（第4条）

年 月 日  
公財世保通達第 号

— — — — 様

公益財団法人世田谷区保健センター  
理事長 氏 名

—————について

—————に関し、次のとおり通達する。

1. —————。
2. —————。